

出テザル様特ニ警告ヲ其ヘ置キタリ

二、社側ノ對策及評議員会ノ周旋

社側ニ於テハ曩ニ二十一名ヲ首謀者トシテ解雇シタルガ  
更ニ幹部十七名ヲ解雇セリ

而シテ会社ハ右三八名ノ主眼幹部ヲ除キ評議員会ヲ固  
キ妥協ノ策ヲ講ムベシト昨五日職工評議委員ニ於テ  
六日午前十時迄ニ会社ニ出頭方ヲ通知シ昨六日社内  
会議室ニ於テ評議員約二十名ト杉山社長其他ノ重要  
ト会見セリ社側ニ於テハ評議員ヲ召集スルニ先テ  
協業ニ付テ各重役協議シタル結果大體悉ク如キ決議  
ヲ定メ之レニ臨ナリ

(一) 解雇者ハ復職セシメザル事

(二) 十二社協走賃額ノ実施ハ無期延期トスルニト

(三) 職工側ノ要求ヲ撤回セシメ從前通りニ復スルニト

右ノ意鷲リ以テ評議員等ニ解決方ヲ促シタルニ職工  
等ハ解雇者ノ復職及要求認容方ニ付テ陳情レ杉山  
社長ハ「諸君ノ要求ハ出版労働組合ノ作成シタルモノ  
ニシテ諸君ノ作成シタルモノニ非ズ依テ会社ハ之ヲ認ム  
ル能ハズ」ト述ベタルニ職工等ハ然ラバ吾々ニ於テ作成  
スベシトテ即座ニ前同様ノ要求書ヲ作成提出シテ  
ルニ会社ハ前要求ト同様ニシテ此ノ要求ノ精神ハ  
一般職工ノ精神ニ非ザルヲ以テ之レヲ認メズト拒絶  
シ兩者互ニ意見ノ交換ヲナシ結局職工側ニ於テ要求  
ヲ新クニ作成提出スル事トナリ会見ヲ終レリ、会社ハ